

[ベビーシッターおよび一時託児利用補助] 説明会 (2026/4/22) 質問と回答

① 出張時の労働時間とベビーシッター割引券の利用について

【質問】

ベビーシッター割引券の利用について、出勤簿には実際の労働時間を記入する必要があると説明を受けました。しかし、日帰り出張の場合、例えば16時30分まで東京で業務を行い、その後移動して帰宅すると18時30分を過ぎてしまい、学童の終了時間に間に合わないためベビーシッターを利用したいケースがあります。

このように、実際の労働時間とベビーシッターが必要となる時間が一致しない場合、割引券は利用できないのでしょうか。

【回答】

・割引券の利用について

通常割引券の利用可能時間に「通勤時間・出張の移動時間」も含まれているため、業務終了後の帰宅までの移動時間もベビーシッター利用の対象となります。

・出勤簿について

出勤簿に「出張」と記録していただければ、出張で不在だったことを確認できます。

② 4月分の事後申請とユーザー登録の必要性について

【質問】

4月分の利用は事後申請が可能で、6月1日(月)までに申請と領収書提出が必要とのことですが、この場合でも今からユーザー登録が必要でしょうか。

【回答】

4月分を含め、割引券を利用する場合は必ずユーザー登録が必要です。

登録時にご家庭の状況が分かる書類を提出していただく必要があり、それがないとお子さんや配偶者の状況を確認できません。

そのため、事後申請の場合でもユーザー登録は必須です。

③ 英語版資料や英語対応について

【質問】

英語版の資料共有や、今後の英語での案内はありますか。

【回答】

TUMUG Support Programs では、英語版の利用案内および各種申請フォームを以下のとおり公開しています。NotebookLM の AI チャットサポートも英語で利用でき、制度内容の確認や質問に対応します。

DEI 推進センターWEB

- ・ TUMUG Support Programs : https://dei.tohoku.ac.jp/en/support_program/tumug/
- ・ NotebookLM チャットサポート (FAQ)
割引券コース : <https://notebooklm.google.com/notebook/266d228b-70c9-440e-9af5-24d7dea6c668?pli=1>
- ・ TUMUG コース : <https://notebooklm.google.com/notebook/f800d731-51b9-4e34-8a6d-816c1fe9653c>
- ・ 申請フォーム : https://dei.tohoku.ac.jp/en/support_program/tumug/#List-of-Application-Forms

ただし、ベビーシッター事業者によっては、日本語のみ対応 の場合があります。特に仙台市内の事業者では英語対応が限られているため、英語を主に使用される利用者の方は、ご利用前に事業者へ言語対応状況をご確認ください。

④ 常勤教員は TUMUG コースを利用できるか

【質問】

大学と雇用関係にある常勤教員は、TUMUG コースを利用できますか。

【回答】

常勤教員も TUMUG コースを利用できます。
ただし、割引券を利用できる場合はそちらを優先し、割引券が使えない場合に TUMUG コースに申請してください。TUMUG コースの予算は限りがあるため、審査によっては不採択や減額になる場合があります。

⑤ 仙台市内のベビーシッター事業者の少なさについて

【質問・意見】

仙台市内で割引券が使えるベビーシッター事業者が非常に少なく、地方では大きな問題になっています。

国の制度を使える事業者を増やすよう、引き続き強く働きかけてほしいです。

【回答】

仙台市にも事業者の少なさについてすでに伝えており、国の制度を利用できる事業者を増やすよう働きかけています。

地方での格差が大きい点も認識しており、改善に向けて引き続き対応していきます。

⑥ ベビーシッター事業者ごとの割引券の扱いの違いについて

【質問】

事業者によって割引券の扱いが異なるようですが、どのような違いがありますか。

【回答】

事業者ごとに割引のタイミングや手続きが異なります。

例として、キッズラインは一度全額を支払い、後からキャッシュバックされる方式です。

一方、その場で割引が適用される事業者もあります。

利用する際は、各事業者の利用方法を事前に確認していただく必要があります。